

環境社会配慮のための J B I C ガイドライン改訂検討に係る論点整理に対する追加論点の提出について

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理について、下記の点について追加論点を提出します。

項目・現行条文	オピニオン要旨	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>(1) 地域社会・労働者の安全・保安 「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」(JBIC 第 2 部 1（検討する影響の範囲）・NEXI 別紙 1（検討する影響の範囲）)</p>	<p>1 プロジェクト実施主体による保安要員の利用、あるいは、プロジェクト実施主体の要請・黙認によるプロジェクトサイト周辺における相手国の軍・警察の活動により地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにすべきである。 2 具体的には、保安要員・相手国の軍・警察等による暴力（不必要な武器の使用を含む）、脅迫、恣意的拘禁、超法規的処刑などの人権侵害を防止するため、保安要員の利用に際して、過去に人権侵害を引き起こしていないか調査するとともに、適切な訓練教育を行うこと、不服申し立て手続きの整備があげられる。軍・警察についても、人権侵害が生じていないか調査し、国際人権基準を遵守するよう当局に働きかけることなどがあげられる。</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ 他機関の対応状況如何？</p>	<p>1) もともと、参照することになっている基準であれば、あえて規定する必要はないという考え方もありうるが、「参照すべき」他の基準とガイドライン本文とが同等の位置づけになっているのか必ずしも明らかでない。 2) コンプライアンス体制にはさまざまなレベルの企業が考えられ、明確にガイドライン本文に規定しなければ、ガイドラインに書かれていないから、対応する必要がないと誤解する企業がありうる。 3) J B I C の行う環境社会配慮確認の透明性と予測可能性を高める意味では、「参照すべき」基準であってもガイドライン本文に記載することが望ましい。 4) I F C パフォーマンススタンダード 4 はコミュニティの健康、安全等について定めている。英国輸出信用保証局（E C G D）は、武装した警備の使用について、英国、米国、関連民間企業、N G O が提起している自主的ガイダンスに従うべきとしている。</p>
<p>(2) 紛争地での事業の紛争にあたる影響についての配慮 直接の言及なし</p>	<p>1 紛争地におけるプロジェクトには、原則として融資をしない。</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？ 他機関の対応状況如何？</p>	<p>1) 鉱山開発など紛争地での事業が、紛争当事者の一方に大きな利益をもたらすことがあり、紛争を激化させることや、その利益をめぐってあらたな紛争を生じさせることがある。武力紛争を助長しないことは日本国憲法の定める平和主義から課される義務であり、準政府機関である J B I C としても配慮すべきである。 2) 紛争地で事業をおこなうには、武装警備を用いる必要が多くなり、その警備とコミュニティや労働者の安全の確保の両立が困難であることが多い。 3) 紛争地では、そもそも行動の自由が制約され協議に際して、物理的にアクセスが困難な場合がありうるほか、表現の自由が保障されていないことも多く、実質的に意味のあるステークホルダー協議がなしがたい。 4) 世銀は O P / B P 7 . 6 0 で紛争地域における事業について定めている。</p>

<p>(3) 汚職の防止</p> <p>「本行は、環境社会配慮確認にあたり、(中略)透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含むステークホルダー(以下「ステークホルダー」)の参加が重要であることに留意する。」(JBIC第1部1本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針)</p> <p>「なお、環境レビューにおいては、本行は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」</p> <p>「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。」(JBIC第2部1(検討する影響の範囲・NEXI別紙1(検討する影響の範囲))</p> <p>「日本貿易保険は、(中略)当該プロジェクト実施国の経済開発若しくは社会開発に寄与する事業と認められてないものとして、内諾しない等の対応を行うこともある。」(NEXI 4意思決定への反映)</p>	<p>1 汚職には、民間企業間での問題も考えられるが、さしあたり、プロジェクト実施主体・借入人等が関与する政府関係者への汚職を防止すべきである。</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>他機関の対応状況如何？</p>	<p>1) 日本企業については、不正競争防止法により国外における外国公務員等への贈賄が処罰対象となっている。</p> <p>2) 公的資金が使われているJBICが融資する事業において、汚職が行われていることは、日本政府およびJBICの財政規律として好ましくない。のみならず、JBICとしては準政府機関として、日本が批准しているOECDの腐敗防止条約を遵守する必要がある。また、日本は国連腐敗防止条約を批准していないが、国連腐敗防止条約締約国会議において日本政府は、腐敗との闘いにおける国際協力を積極的に促進していると公言しているのであるから、腐敗防止の取り組みを強化せねばならない。</p> <p>3) 企業の社会的責任の観点からも配慮する必要があるし、用途不明金としての課税のリスクなど企業のリスクマネジメントとしても重要である。</p> <p>4) 相手国としても、建て前として贈賄を禁止していない国は少ないとかがえられるし、汚職の蔓延は、相手国の経済開発若しくは社会開発に寄与しない。</p>
--	--	--	---